



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の施策)</p> <p>第十九条</p> <p>2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (エネルギー使用者の努力)</p> <p>第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(定期の報告)</p> <p>第十六条 特定事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)</p> <p>第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の施策)</p> <p>第十九条</p> <p>2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p>
	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (エネルギー使用者の努力)</p> <p>第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)</p> <p>第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。</p>
	<p>気候変動適応法 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金条例 (処分)</p> <p>第7条 基金は、市又は茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第3条第1号エに掲げるものによる太陽光の利用に関する普及啓発を目的とする太陽光発電設備の設置を推進する事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の施策)</p> <p>第十九条</p> <p>2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p>
	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (エネルギー使用者の努力)</p> <p>第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)</p> <p>第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。</p>
	<p>気候変動適応法 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」</p> <p>(空き缶等の投棄等の禁止)</p> <p>第6条 何人も、公共の場所等にみだりに空き缶等又は吸い殻等を投棄し、又は放置してはならない。</p> <p>(落書きの禁止)</p> <p>第10条 何人も、落書きをしてはならない。</p> <p>(落書きの消去要請)</p> <p>第11条 市長は、落書きが放置され、著しく周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、公共の場所等の所有者、管理者又は占有者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。</p> <p>(深夜の花火の禁止)</p> <p>第18条 何人も、海岸、広場その他の公共の場所において深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）における花火をしてはならない。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>環境基本法 （市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関） 第44条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律 （地方公共団体実行計画等） 第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>気候変動適応法 （地域気候変動適応計画） 第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。</p> <p>茅ヶ崎市環境基本条例 （環境基本計画の策定） 第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる茅ヶ崎市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。 2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。 3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、茅ヶ崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。 4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。 （環境施策の報告） 第19条 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について報告書を作成し、これを公表しなければならない。 （市民等の意見） 第20条 市民等は、報告書が公表された日から市長が定める日までに、報告書について市長に意見書を提出することができる。 （審議会の意見等） 第21条 市長は、前条に規定する市長が定める日後、速やかに報告書について審議会の意見を聴かななければならない。 2 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くときは、前条の規定により提出された意見書を審議会に提出するものとする。 3 市長は、報告書について審議会から意見を受けたときは、その趣旨を尊重し、必要な措置を講ずよう努めるものとする。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金条例 (積立て)</p> <p>第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。</p> <p>(1) 市の資金 (2) 基金の趣旨に沿う寄附金</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>



法的 実施根拠	あり	※脱炭素シナリオを推進するにあたっての根底にかかわる実施根拠
根拠法令 抜粋		<p>地球温暖化対策の推進に関する法律 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の施策)</p> <p>第十九条</p> <p>2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p>
		<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (エネルギー使用者の努力)</p> <p>第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
		<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)</p> <p>第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。</p>
		<p>気候変動適応法 (地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>